

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人スズエ国際特許事務所 様 〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門一丁目12番9号 スズエ・ア ンド・スズエビル	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 180450W001	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">24.03.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/050673	国際出願日 (日.月.年) 24.12.2019	優先日 (日.月.年) 06.02.2019
国際特許分類 (IPC) G09G 3/20(2006.01)i; G09G 3/34(2006.01)i; G09G 3/36(2006.01)i; G02F 1/133(2006.01)i FI: G09G3/36; G09G3/34 J; G09G3/20 641E; G09G3/20 622D; G02F1/133 535; G02F1/133 510		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ジャパンディスプレイ		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 09.03.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 橋本 直明 21 9707 電話番号 03-3581-1101 内線 3273
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	3, 5, 8-9	有
	請求項	1-2, 4, 6-7, 10	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無
2. 文献及び説明:			
<p>D1: JP 2012-242452 A (株式会社ジャパンディスプレイイースト) 10.12.2012(2012-12-10)                  [0024], [0027]-[0028], [0032]-[0038], 図1, 4-5, 9-10                  &amp; US 2012/0293563 A1                  [0047], [0050]-[0051], [0055]-[0061], FIGS. 1, 4-5, 9-10                  &amp; EP 2525351 A2                  &amp; CN 102881258 A                  &amp; TW 201301247 A</p> <p>D2: JP 2008-304644 A (東芝松下ディスプレイテクノロジー株式会社) 18.12.2008(2008-12-18)                  [0156]-[0166], 図9                  (ファミリーなし)</p> <p>・請求項1-2, 4, 6-7, 10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。文献1には、共通電極244と液晶容量素子243とを含む画素237がマトリクス状に配置された表示パネル230と、バックライト光源250と、システム制御回路104とを有し、システム制御回路104は、バックライト光源250の発光制御について、奇数フレームでは、1番目のサブフレームにR色が発光し、3番目のサブフレームにB色が発光し、偶数フレームでは、1番目のサブフレームにB色が発光し、3番目のサブフレームにR色が発光するようにタイミングを制御すると共にそれに同期させて表示パネル230の液晶容量素子243への信号電圧の書込みが行われるようにタイミングを制御する画像表示装置が記載されている。したがって、1フレームの最初のサブフレームでは、直前のフレームの最後のサブフレームで液晶容量素子243に書込まれた色成分の信号電圧と同じ色成分に対応する信号電圧を書込むように制御されている。</p> <p>・請求項3, 5, 8-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。例えば、文献2の図9に記載されているように、フィールドシーケンシャルカラー方式の液晶表示装置のバックライト光源において、液晶層が書き込まれた信号電圧に応答し始めるタイミングで対応する色成分のバックライト光源を点灯させることは周知技術であり、文献1に記載された画像表示装置に当該周知技術を付加ないし置換することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。また、液晶層に書き込まれた色成分の信号電圧に対応しない色成分のバックライト光源を消去させることも同様に周知技術である。</p>			